

景観法第16条に基づく届出書の提出先について

※景観法に基づく大規模行為等の届出については、下記により所管の県民局環境課へ提出してください。

行為の場所	提出先	担当課	所在地	電話番号
玉野市	備前県民局	地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9806
備前市				
赤磐市				
和気町				
吉備中央町				

行為の場所	提出先	担当課	所在地	電話番号
笠岡市	備中県民局	地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7066
井原市				
総社市				
新見市				
浅口市				
里庄町				
矢掛町				

行為の場所	提出先	担当課	所在地	電話番号
美作市	美作県民局	地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1227
鏡野町				
勝央町				
西粟倉村				
久米南町				
美咲町				

※上記以外の市町村については、直接各市町村景観行政担当課に提出してください。